

株式会社 埼玉りそな銀行

この書面には、ご投資にあたって特にご注意いただきたい事柄や、この商品のリスク、手数料などの費用、商品の特徴などについて記載しております。お申込みの前にこの書面を十分お読みいただき、よくご理解いただいた上でご投資ください。なお、この商品やこの書面に関するお問合せは、下記までお願いいたします。(この書面は、金融商品取引法第37条の3(契約締結前の書面の交付)に基づき作成しております)

りそなコミュニケーションダイヤル 0120-77-3192

〔ご相談(サービスコード #)の受付時間は平日9時~21時となります。〕

## 1 この商品の概要について(金融商品取引契約の概要)

この商品は投資信託です。投資家から集めた資金をひとつにまとめ、運用の専門家が有価証券等に投資し、その運用成果を投資家に対して分配する仕組みに特徴があります。(運用成果はマイナスとなることがあります)

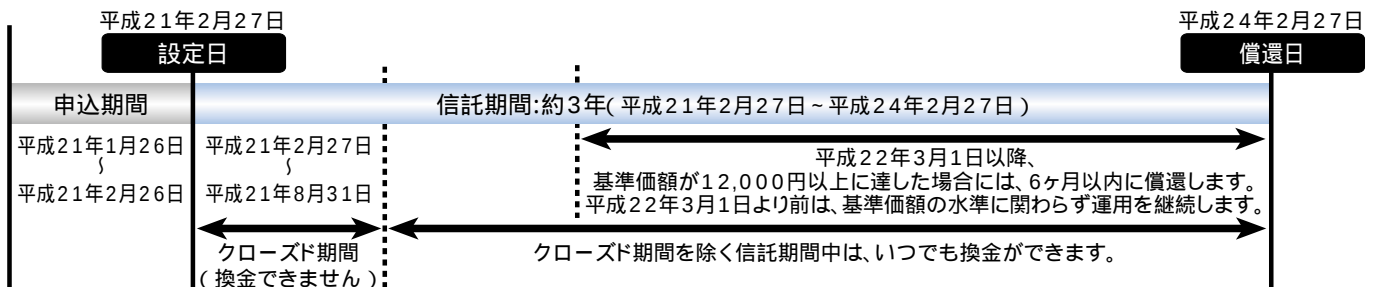
募集・換金等の取扱いには株式会社埼玉りそな銀行(販売会社)が行い、設定・運用は、アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社(委託会社)が行います。

ファミリーファンド方式により、日本の金融商品取引所に上場されている株式(地方市場単独上場銘柄、および、ジャスダック、東証マザーズ、大証ヘラクレス等、日本の新興市場に上場されているものを含みます。また、上場予定を含みます。)を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

### ファンドの特徴

信託期間は最長約3年です。平成22年3月1日以降、基準価額( )が12,000円以上に達した場合には、できるだけ速やかに株式等の実質投資割合を減少させ、日本の公社債等による安定運用に切り替え、6ヶ月以内に償還します。なお、平成22年3月1日以降、基準価額が一度も12,000円に達することなく償還日(平成24年2月27日)に償還する場合でも、その日の価額で償還しますので、申込価額を下回り、投資元本を割り込むことがあります。

( ) 1万口あたり。既に支払われた分配金がある場合、当該分配金は加算しません。



## 2 この商品のリスクと留意点

### 投資信託に共通する特に注意が必要な点

- 「投資元本」および「分配金」が保証されている商品ではありません。
- 値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。基準価額が下落すると、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託に生じた利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。
- 預金ではないため、預金保険の対象外であり、また、投資者保護基金の対象になりません。
- クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

当ファンドの主なリスクは以下のものがあります。

#### □ 市場リスク

##### 株式に関するリスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映し、変動します。投資している銘柄の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

#### □ 信用リスク

投資している国の経済情勢や、有価証券の発行体（国や企業等）の経営・財務状態、財政状態等が悪化した場合、その有価証券の価格が下落し、その結果ファンドの基準価額が下落することがあります。また、発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることがあり、ファンドの基準価額の下落要因となります。

#### □ その他のリスク

##### 流動性リスク

有価証券等を売却する場合は、市場等で取引の相手を探すこととなりますが、希望価格での取引相手が見つからない場合、あるいは取引の相手自体が見つからない場合には、予定していた売却ができないことや売却のタイミングを逃すことで、不測の損失を被る場合があります。ファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に市場規模や取引量が小さい銘柄を売却する際は、流動性リスクが高くなります。

##### 基準価額水準に基づく繰上償還に係るリスク

当ファンドは、平成22年3月1日以降、基準価額（1万口あたり。既に支払われた分配金がある場合、当該分配金を加算しません。）が12,000円以上に達した場合には、できるだけ速やかに組入マザーファンドの受益証券を解約し、日本の公社債等に直接投資を行うことにより、安定運用に切り替え、6ヶ月以内に償還します。この場合、組入資産の売却を行う際の市況動向や費用負担などにより、償還価額が12,000円を下回る可能性があります。この基準価額水準は、「株式等の実質投資割合を減少させ、できるだけ速やかに日本の公社債等による安定運用に切り替えるための基準」であり、償還価額ではありません。また、基準価額が12,000円を超えることを示唆または保証するものでもありません。安定運用に切り替わった後の基準価額の動きは、株式市場の動きに追随しなくなります。

### 3 費用について

この投資信託を購入・保有・換金されるにあたって必要な費用は次の～の合計額となります。なお、～の信託報酬については、保有日数に応じてご負担いただきます。

#### お申込み時に直接ご負担いただく費用

申込手数料：取得申込総金額に応じて下記料率を発行価格（1口＝1円）に乗じて得た金額

| 取得申込総金額            | 手数料率       |
|--------------------|------------|
| 3,000万円未満          | 3.150%(税込) |
| 3,000万円以上5,000万円未満 | 2.100%(税込) |
| 5,000万円以上1億円未満     | 1.050%(税込) |
| 1億円以上3億円未満         | 0.525%(税込) |
| 3億円以上              | なし         |

取得申込総金額とは、お申込みの際にお支払いいただく金額の総計で、税込みのお申込手数料を含みます。

#### 保有期間中に間接的にご負担いただく費用

信託報酬：信託財産の純資産総額に対して年率1.2075%（税込）

その他の費用：監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等は、信託財産中からご負担いただきます。これらの費用の合計額は事前に計算できないため、その額や計算方法を記載しておりません。

#### 途中換金時に直接ご負担いただく費用

信託財産留保額：換金実行日の基準価額の0.5%

## 4 お申込み(買付)について

お申込受付期間は、平成21年1月26日(月)～平成21年2月26日(木)までとなります。  
お申込価額は、1万口あたり1万円となります。  
お申込単位は、1万円以上1円単位となります。  
ただし、りそなダイレクトでは、1万円以上1,000円単位となります。

## 5 収益の分配について

年1回、8月10日(休業日の時は翌営業日)に決算を行います。  
収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定しますが、必ず分配を行うものではありません。

## 6 ご換金(解約・買取)について

換金受付日は、原則として、クローズド期間を除く信託期間中の全営業日となります。クローズド期間(平成21年2月27日から平成21年8月31日)は、換金できません。ただし、受益者が死亡したときなどの特別な事由による場合には、クローズド期間であっても毎営業日を換金実行日として、途中換金(特別換金)の実行の請求を受付けます。  
換金価額は、換金受付日の基準価額から信託財産留保額(買取の場合は信託財産留保額相当)を差し引いた価額となります。  
換金代金は、原則として換金の受付日から起算して5営業日目以降にお支払いいたします。  
換金単位は、1口以上1口単位、もしくは1円以上1円単位となります。  
ただし、りそなダイレクトでは、1口以上1口単位となります。

## 7 税金について

### 個人のお客さまの課税

#### 平成21年1月1日以降平成22年12月31日まで

収益分配金(普通分配金)については10%(所得税7%、地方税3%)の源泉徴収税率が維持されますが、一定額を超えると確定申告による課税となります。買取、解約または償還についてはその譲渡益の額に対し20%(所得税15%、地方税5%)の税率が適用されますが、一定額の範囲内で10%(所得税7%、地方税3%)の税率が維持されます。

#### 平成23年1月1日以降

収益分配金(普通分配金)については20%(所得税15%、地方税5%)の源泉徴収税率が適用されます。買取、解約または償還についてはその譲渡益の額に対し20%(所得税15%、地方税5%)の税率が適用されます。

### 法人のお客さまの課税

収益分配金(普通分配金)の額ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対して、7%(所得税7%)の税率による源泉徴収が行われます。なお、平成21年4月1日以降は15%(所得税15%)の税率が適用されます。

税制については平成21年1月9日現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性があります。個別の税務相談などについては、お近くの税務署か税理士にご相談ください。

## 8 その他

信託期間は最長約3年(平成24年2月27日まで)です。ただし、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したとき、委託会社は受託会社(りそな信託銀行株式会社)と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還をさせることができます。

関係当局の許認可等を前提に、平成21年4月1日付でりそな銀行とりそな信託銀行が合併し、りそな銀行となる予定です。  
投資信託のお申込みの有無によって、当社とのお取引へ影響を及ぼすことはありません。

ご購入いただくまでに、目論見書の記載内容を必ずご確認ください。

株式会社埼玉りそな銀行(本店所在地:埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号) 登録金融機関 関東財務局長(登金)第593号 ●主な事業:銀行業  
●設立日:平成14年8月27日 ●当社が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要(内容の概要:公共債及び投資信託等の有価証券の販売その他の取扱及び店頭デリバティブ取引等 方法の概要:店頭・訪問・インターネット・電話等) ●加入している金融商品取引業協会:日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会  
●この商品において、当社が加入しまたは対象事業者となっている認定投資者保護団体は、ありません。